

提出期限：令和7年1月31日(金)

提出方法は裏面右側上部<提出時の綴り方>の図を参照してください。

提出先

〒591-8701

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 三国ヶ丘庁舎2階

堺市 市税事務所 市民税課 特別徴収係

電話 0570-001-732

※上記番号につながらない場合は、072-231-9755へ。

※郵送により提出いただく場合は、同封の宛先シールをご利用ください。

給与支払報告書の提出について (地方税法第317条の6)

平素は、本市の税務事務にご協力いただきありがとうございます。

さて、給与支払報告書(個人別明細書)は令和7年度の住民税等の課税資料となりますので、**給与支払報告書(総括表)**を添付のうえ、**令和7年1月31日(金)**までに提出してください。

・在職者・・・令和7年1月1日現在の従業員等の住所地の市町村に提出

・退職者・・・退職時における従業員等の住所地の市町村に提出

※令和6年中の支払額が30万円を超える退職者については、提出が義務付けられています。

提出方法について

・堺市内の区ごとに分けて、堺市分としてまとめて提出をお願いします。

・給与支払報告書の提出を税理士事務所等へ依頼される場合は、今回送付した総括表を依頼先へお渡しください。

・この総括表以外の総括表で提出していただく場合でも、この総括表を必ず添付してください。

令和5年に税務署に提出された源泉徴収票等の枚数が100枚以上であった場合は、給与支払報告書等をeLTAX等により提出する必要があります。

給与支払報告書等の提出は簡単・便利な電子申告をご利用ください!



⑦ 給与支払報告書[総括表]

(あて先)堺市長 令和 年 月 日提出

納	A	B	指定番号
給与支払者の個人番号又は法人番号			(右詰で記入してください)
フリガナ	事業種目		
給与支払者の名称又は氏名	受給者総人員		人
特別徴収関係書類の送付先	提出市町村数		
登記簿に記載されている所在地	堺市への報告人員		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	特別徴収(給与から差し引き)		I 人
堺市からの問い合わせの方の所属(氏名、電話番号)	普通徴収(個人納付)	退職者 退職予定者	II 人
事業所の代表電話番号	普通徴収切替理由書の添付が必要でず	退職者以外(乙欄、その他)	III 人
関与税理士等の氏名及び電話番号	合計(I+II+III)		人
	提出する人の合計		
<p>* 他社(前職)給与を含む場合 他社(前職)の給与を含んでいる場合は、必ずその方の摘要欄に前職の情報を記入してください。摘要欄に表示がない場合は、前職分給与を含んでいないと判断します。</p> <p>年末調整の際に、他社分給与(前職分等)を含んでいますか <input type="radio"/> 1 はい <input type="radio"/> 2 いいえ</p> <p>↓ (「はい」の場合のみ) その金額を摘要欄に記載していますか <input type="radio"/> 1 はい <input type="radio"/> 2 いいえ</p>			
特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか		必要	納入書を使用して納入
		不要	金融機関の納入サービス等を利用
所轄税務署		税務署	
給与の支払の方法及びその期日			

太枠内は必ず確認・記入をお願いします。

切り取り

堺市提出用